

令和元年度 第3回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和元年度第3回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和元年11月11日（月）13時00分開会・14時00分閉会
開催場所	福祉文化会館 202号室
会 長	澤木 昌典
出席者	<p>[委 員]</p> <p>澤木 昌典、秋山 孝正、藤里 純子、栗尾 尚孝 <以上学識経験者></p> <p>下野 巖、塚 理、長谷川 浩、朝田 充、小林 美智子 米川 勝利、上田 光夫、青木 順子、友次 通憲、篠原 一代 <以上市議会推薦></p> <p>長井 順一 <以上関係行政機関の職員></p> <p>平田 義行、中尾 希 <以上市民></p> <p>岡本 康夫、大上 眞明 <以上臨時委員></p> <p>(以上、計20名)</p>
欠席者	吉田 友彦、神吉 紀世子、鈴木 依子
事務局	福岡市長、井上副市長、河井副市長、岸田都市整備部長 福井都市整備部次長兼都市政策課長、砂金都市政策課参事 杉浦都市政策課計画係長
議題(案件)	<p><茨木市決定案件> 議第120号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更</p> <p><報告案件> 都市計画マスタープラン施策中間見直し(案)について</p>
傍聴者	2名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から令和元年度第3回茨木市都市計画審議会を開会する。開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	<p>本日の出席状況を、事務局から報告する。</p> <p>本日の生産緑地に関する案件については臨時委員2名にも審議に加わっていただくので、都市計画審議会委員20名に臨時委員2名を加え、本日の委員総数は22名であり、現在の出席者は19名となっており、半数以上の出席をいただいている。</p> <p>生産緑地に関する案件が終了すると、臨時委員2名はご退席される。残りの案件については、委員総数20名で、出席者は17名となる。残りの案件に関しても半数以上の出席をいただいているため、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本日の審議会は成立している。</p> <p>なお吉田委員、神吉委員、鈴木委員からは、欠席のご連絡をいただいている。</p> <p>また、中尾委員からは、遅参のご連絡をいただいている。</p> <p>なお、本日は2名の方が傍聴されている。</p> <p>(臨時委員2名を紹介)</p> <p>(資料の確認)</p>
○事務局	それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後、本審議会の運営を澤木会長にお願いする。
○澤木会長	<p>本日は、市決定案件として生産緑地地区に関する案件が1件、本審議会に付議されている。また、報告案件が1件あり、「都市計画マスタープラン施策中間見直し(案)」の報告がある。</p> <p>まず、議第120号北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について審議する。それでは、事務局からの説明を求める。</p> <p>(事務局説明)</p>
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	追加や区域変更の地区の新旧対照表に記載されている変更理由が、「都市計画決定者の判断による追加、区域変更」と同じ文言になっていて実情がわから

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ない。南目垣・東野々宮町地区に関しては、追加指定の理由は市街化区域編入だと思いが、このようなそれぞれの理由がわかるように記載してほしい。</p> <p>また、例年減少している生産緑地が今回は増加している。この点について、追加指定を積極的に行った結果かどうか、農業がご専門の臨時委員お二人の見解をお聞きしたい。</p>
○福井次長	<p>新旧対照表記載の変更理由についてだが、確かに理由がわかりづらいものになっている。これは、国土交通省の様式に則り、このような記載文言となっていることをご理解いただきたい。南目垣・東野々宮町地区において追加があった10地区は、先般、市街化区域編入したことに伴って、編入後も農地として引き続き営農することを希望された方からの申出を受け、今回追加指定するものである。</p> <p>そのほか3地区は生産緑地の指定の申出があり、現況調査などを行った上で、指定要件を満たしていることが確認できたため追加指定するものである。そのうち彩都西部の1地区については、昨年、面積要件を500㎡から300㎡に緩和したことに伴って指定が可能となったものである。</p>
○澤木会長	<p>それでは続いて、臨時委員のお二人に二つ目の質問についてご意見をいただく。</p>
○岡本委員	<p>今回の生産緑地の増加については、面積要件を500㎡から300㎡に引き下げたことや、本人や家族でなくても、貸した場合も生産緑地として継続できるようになっていることが理由の一つとして考えられる。また、市街化区域の農地は固定資産税が高いため、税の優遇措置を受けるために生産緑地の指定を希望することも考えられる。ただし、農業従事者の高齢化や、米の価格が低く収益を上げることが難しいことなどから、今後生産緑地は増加するというよりも減少することはやむを得ないと考えている。</p>
○大上委員	<p>農業委員会の立場としては、ぜひ生産緑地の制度を活用してほしいと考えている。指定すると行為制限は30年間かかることになるが、主たる従事者の相続が発生したタイミングで生産緑地として継続するか否かを判断することが可能である。</p>
○小林委員	<p>今回市街化区域編入に伴って南目垣・東野々宮町地区での追加指定があるが、この地域での生産緑地の指定申出は出尽くしているのか。それとも今後もこの地域で指定申出があるものなのか。</p>
○福井次長	<p>南目垣・東野々宮町地区で追加指定の申し出があった10地区のうち、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	8地区は区画整理事業区域内であるが、土地所有者の意向を踏まえたものであり、今後、区画整理事業区域内で申出があることは考えにくい。区画整理事業区域外で生産緑地でない農地も存在しており、区画整理事業区域内外に関わらず市街化区域編入の対象地内の農地所有者には生産緑地の追加指定の案内をしているが、今後の申出については所有者の意向次第であり、判断しづらいところである。
○澤木会長	他に意見や質問はないか。 (意見・質問無し)
○澤木会長	他に無いようなので、質疑を打ち切る。反対の意見はなかったため、表決へ入る。都市計画の案のとおり承認することに異議はないか。 (異議なし)
○澤木会長	それでは、議第120号は都市計画の案のとおり可決する。 ここで、次の案件に入る前に臨時委員の岡本委員、大上委員は退席される。 (臨時委員2名退席)
○澤木会長	続いて、報告案件の「都市計画マスタープラン施策中間見直し(案)」についてである。これまで2回、常務委員会を行い、議論を重ねてきたものであるが、本日の議論を踏まえ必要な修正を行い、11月下旬からパブリックコメントを実施する予定であるとのことである。それでは、事務局からの説明を求める。 (事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○篠原委員	これまでの都市計画マスタープランにはコラムがあったが、今回は掲載しないのか。
○福井次長	本編全体の最終的な構成については今後行うので、ページの割り付けなどを踏まえながら、コラムなども入れていきたいと考えている。
○澤木会長	他に意見や質問はないか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(意見・質問無し)
○澤木会長	他に無いようなので、質疑を打ち切る。
○澤木会長	さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力いただき感謝する。 以上をもって、令和元年度第3回茨木市都市計画審議会を閉会する。事務局から事務連絡があればお願いします。
○事務局	次回の都市計画審議会については、令和2年1月27日(月)午後3時から、茨木市役所南館10階大会議室での開催を予定している。近日中に開催通知等を送付する。 事務局からは以上である。 (14時00分閉会)